

鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例施行規則(昭和54年鯖江・丹生消防組合規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日および勤務時間の割振りの特例の基準)

第2条 条例第4条第2項本文の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 条例第4条第2項ただし書の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日が毎4週間につき4日以上となること。

(2) 勤務日(条例第3条第2項または条例第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。))が引き続き12日を超えないこと。

(3) 一回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

(平22規則3・一部改正)

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条の規定により勤務日に割り振られた勤務時間を週休日(条例第4条第2項の規定により割り振られた場合を含む。以下この項において同じ。))に割り振り、または勤務日に割り振られた勤務時間のうち4時間(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。第3項において「4時間の勤務時間」という。)を週休日に割り振ること(以下「週休日の振替等」という。))ができる期間は当該勤務を命じようとする日の属する1週間の期間とする。

2 任命権者は、前項の規定によることが困難と認められる場合にあっては、当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間に限り、週休日の振替等を行うことができる。ただし、週休日の振替等を行つた後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日および週休日の振替等により勤務時間を割り振られた日(以下「勤務日等」という。))が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、4時間の勤務時間を週休日に割り振る場合には、前2項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 任命権者は、前3項の規定により週休日の振替等を行う場合には、勤怠管理システム(電子計算機を使用して職員の勤務状況等の管理に関する事務を総合的に行うシステムをいう。以下同じ。))により行うものとする。ただし、勤怠管理システムにより難しいときは、週休日等勤務命令簿兼週休日等振替命令簿(様式第1号)により行うものとする。

(平22規則3・平23規則3・平29規則6・一部改正)

(休憩時間の置き方の特例)

第3条の2 任命権者は、条例第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項の休憩時間を45分に短縮することができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。))がある職員が当該子を養育する場合

(2) 小学校に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合

(3) 要介護者(条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。))を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4) 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤に要する時間と退勤に要する時間を合計した時間(交通機関を利用する場合に限る。))が、休憩時間を短縮することにより30分以上短縮されると認められるとき。

(5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合

2 前項に規定する申出は、休憩時間変更事由申出書(様式第1号の2)によらなければならない。

(平19規則1・追加、平22規則3・平29規則6・一部改正)

(休憩時間の一斉付与の特例)

第3条の3 条例第6条第3項の規定は、次の各号に該当する職員に適用できるものとする。

(1) 交替制により勤務する職員

(2) 公務運営上の事情により休憩時間を一斉に与えられないと認められる職員

(平11規則7・追加、平19規則1・旧第3条の2繰下・一部改正)

第4条 削除

(平19規則1)

(勤務時間の割振り等の明示)

第5条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により日曜日および土曜日に加えて週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日および勤務時間の割り振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、職員に対してその旨を明示しなければならない。

(平19規則1・平22規則3・一部改正)

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第5条の2 第2条の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))には適用しない。

(平22規則3・追加、平29規則6・一部改正)

(宿日直勤務)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受および庁舎等内の監視を目的とする勤務とする。

2 任命権者は、休日(条例第10条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。))の正規の勤務時間(条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。))において職員に前項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

(平22規則3・一部改正)

第7条 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第7条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、第6条第1項に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(平22規則3・追加)

(超過勤務命令)

第8条 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、勤怠管理システムによりあらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならない。ただし、勤怠管理システムにより難しいときは、週休日等勤務命令簿兼週休日等振替命令簿または超過勤務命令票(様式第2号)により行うものとする。

2 任命権者は、前項の勤務を命ずる場合には、職員の健康および福祉を害しないようにしなければならない。

3 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))および育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(平17規則3・平22規則3・平29規則6・一部改正)

(超勤代休時間の指定)

第8条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号。以下「給与条例」という。)第14条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。))の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。))を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日および代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。))に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項および第6項において「60時間超過時間」という。))の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。この場合の超勤代休時間の指定は、勤怠管理システムにより行うものとし、勤怠管理システムにより難しいときは、週休日等勤務命令簿兼週休日等振替命令簿により行うものとする。

(1) 給与条例第14条第1項第1号または第3項に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第14条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

- (3) 給与条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 3 前項の場合において、その指定は、4時間または7時間45分(年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間または7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。
- 4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営ならびに職員の健康および福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康および福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。
- (平22規則3・追加、平23規則3・平28規則10・平29規則6・一部改正)
- (小学校に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員)
- 第8条の3 条例第8条の3第1項第2号の規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業もしくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設または文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、または見送るため赴く職員とする。
- (平22規則3・追加、平23規則4・平24規則4・平25規則2・平29規則6・一部改正)
- (育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)
- 第8条の4 早出遅出勤務請求は、当該早出遅出勤務請求に係る一の期間について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。))および末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。))とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務・深夜勤務・超過勤務制限請求書(様式第2号の2)により行うものとする。
- 2 任命権者は、早出遅出勤務請求があつた場合においては、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該早出遅出勤務請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知をした後、新たに公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになったときは、任命権者は、当該支障が生じる日の前日までに、当該早出遅出勤務請求をした職員に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、早出遅出勤務請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該早出遅出勤務請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。
- (平22規則3・追加)
- 第8条の5 早出遅出勤務請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該早出遅出勤務請求はされなかつたものとみなす。
- (1) 早出遅出勤務請求に係る子が死亡した場合
- (2) 早出遅出勤務請求に係る子が離縁または養子縁組の取消しにより当該早出遅出勤務請求をした職員の子でなくなつた場合
- (3) 早出遅出勤務請求をした職員が当該早出遅出勤務請求に係る子と同居しないこととなつた場合
- (4) 早出遅出勤務請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。))または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合
- (5) 第1号、第2号または前号に掲げる場合のほか、早出遅出勤務請求をした職員が条例第8条の3第1項に規定する職員に該当しなくなつた場合
- 2 早出遅出勤務開始日から早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該早出遅出勤務請求は、その該当することとなつた日を早出遅出勤務終了日とする請求があつたものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号のいずれかに該当することとなつた旨を、育児または介護の状況変更届(様式第2号の3)により、任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。
- (平22規則3・追加、平29規則6・令2規則5・一部改正)
- (介護を行う職員の早出遅出勤務の制限についての準用)
- 第8条の6 前2条(前条第1項第3号から第5号までを除く。))の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。
- この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁

組の取消しにより当該早出遅出勤務請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該早出遅出勤務請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(平22規則3・追加、平29規則6・一部改正)

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条の7 条例第8条の4第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜(条例第8条の4第1項の深夜をいう。以下同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により条例第8条の4第1項の規定による請求(以下「深夜勤務制限請求」という。)に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者または産後8週間を経過しない者でないこと。

(平11規則7・追加、平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第8条の2繰下・一部改正、令2規則5・一部改正)

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第8条の8 深夜勤務制限請求は、当該深夜勤務制限請求に係る一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)および末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに、早出遅出勤務・深夜勤務・超過勤務制限請求書により行うものとする。

- 2 任命権者は、深夜勤務制限請求があつた場合においては、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該深夜勤務制限請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知をした後、新たに公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなつたときは、任命権者は、当該支障が生じる日の前日までに、当該深夜勤務制限請求をした職員に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、深夜勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該深夜勤務制限請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。
- 4 深夜勤務制限請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合において、子が出生する前に深夜勤務制限請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名および生年月日を任命権者に届け出なければならない。

(平11規則7・追加、平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第8条の3繰下・一部改正)

第8条の9 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該深夜勤務制限請求は、されなかつたものとみなす。

- (1) 深夜勤務制限請求に係る子が死亡した場合
- (2) 深夜勤務制限請求に係る子が離縁または養子縁組の取消しにより当該深夜勤務制限請求をした職員の子でなくなつた場合
- (3) 深夜勤務制限請求した職員が当該深夜勤務制限請求に係る子と同居しないこととなつた場合
- (4) 第8条の7に規定する者がいることとなつた場合
- (5) 深夜勤務制限請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合
- (6) 第1号、第2号または前号に掲げる場合のほか、深夜勤務制限請求をした職員が条例第8条の4第1項に規定する職員に該当しなくなつた場合
- 2 深夜勤務制限開始日から深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該深夜勤務制限請求は、その該当することとなつた日を深夜勤務制限終了日とする請求であつたものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号のいずれかに該当することとなつた旨を、育児状況変更届(様式第2号の3)により、任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(平11規則7・追加、平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第8条の4繰下・一部改正、平29規則6・令2規則5・一部改正)

第8条の10 超過勤務制限請求は、当該超過勤務制限請求に係る一の期間について、その初日(以下「超過勤務制限開始日」という。)および期間(1年または1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「超過勤務制限期間」という。)を明らかにして、超過勤務制限開始日の1月前までに、早出遅出勤務・深夜勤務・超過勤務制限請求書により行うものとする。この場合において、条例第8条の4第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 任命権者は、超過勤務制限請求があつた場合においては、業務処理の措置の困難について、速やかに当該超過勤務制限請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、超過勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該超過勤務制限請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。
- 4 超過勤務制限請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合において、子が出生する前に超過勤務制限請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名および生年月日を任命権者に届け出なければならない。

(平11規則7・追加、平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第8条の7繰下・一部改正)

第8条の11 超過勤務制限請求がされた後超過勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該超過勤務制限請求は、されなかつたものとみなす。

- (1) 超過勤務制限請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 超過勤務制限請求に係る子が離縁または養子縁組の取消しにより当該超過勤務制限請求をした職員の子でなくなつた場合
 - (3) 超過勤務制限請求をした職員が当該超過勤務制限請求に係る子と同居しないこととなつた場合
 - (4) 超過勤務制限請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合
 - (5) 第1号、第2号または前号に掲げる場合のほか、超過勤務制限請求をした職員が条例第8条の4第2項または第3項に規定する職員に該当しなくなつた場合
- 2 超過勤務制限開始日から超過勤務制限期間を経過する日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該超過勤務制限請求は、その該当することとなつた日までの期間についての請求であつたものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 超過勤務制限請求に係る子が第8条の4第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号のいずれかに該当することとなつた旨を、育児状況変更届により、任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(平11規則7・追加、平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第8条の8繰下・一部改正、平29規則6・令2規則5・一部改正)

(介護を行う職員の深夜勤務等の制限についての準用)

第8条の12 第8条の8から前条まで(第8条の8第4項、第8条の9第1項第3号から第6号まで、第8条の10第4項、前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の8第1項中「深夜勤務制限請求は」とあるのは「条例第8条の4第4項において準用する同条第1項の規定による請求(以下「深夜勤務制限請求」という。)は」と、第8条の9第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該深夜勤務制限請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該深夜勤務制限請求した職員との親族関係が消滅した」と、同条第3項中「育児状況変更届」とあるのは「介護状況変更届」と、第8条の10第1項中「超過勤務制限請求は」とあるのは「条例第8条の4第4項において準用する同条第3項の規定による請求(以下「超過勤務制限請求」という。)は」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、条例第8条の4第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該超過勤務制限請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該超過勤務制限請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号または第2号」と、同条第3項中「育児状況変更届」とあるのは「介護状況変更届」と読み替えるものとする。

(平17規則3・全改、平22規則3・旧第8条の9繰下・一部改正、平29規則6・一部改正)

(代休日の指定)

第9条 代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第8条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等および休日を除く。)について行わなければならない。この場合の代休日の指定は、勤怠管理システムにより行うものとし、勤怠管理システムにより難しいときは、週休日等勤務命令簿兼週休日等振替命令簿により行うものとする。

(平22規則3・平29規則6・一部改正)

(年次休暇の日数)

第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、当該日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数に満たない場合にあっては、当該付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数
- (平22規則3・全改、平23規則3・一部改正)

第10条の2 条例第12条の一年は暦年によるものとし、同条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において新たに職員となつたもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」という。)
- (2) 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等(条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。))となつた者で、引き続き新たに職員となつたもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。第3項において同じ。))または任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)
- 2 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等になり引き続き再び職員となつたものとする。
- 3 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)とする。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に定める日数
- ア 当該年の初日に職員となつた場合 20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあつては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇または年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあつては、20日)を加えて得た日数
- イ 当該年の初日後に職員となつた場合 この号アの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇または年次休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 再任用職員および任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数
- 4 第1項第2号に掲げる職員および前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、別に定める日数とする。

(平22規則3・追加、平23規則3・一部改正)

第10条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数または1週間当たりの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。))が変更されるときに当該変更の日以後における年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第12条第1項第1号または第2号に掲げる日数(以下この条において「付与日数」という。))に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数(以下この条において「繰越日数」という。))を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数(以下この条において「使用日数」という。))を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に定める率(1に満たない場合にあつては、1とする。以下この条において同じ。))を乗じて得た日数(使用日数が繰越日数に満たない場合にあつては、付与日数に次の各号に掲げる場合に応じ次の各号に定める率を乗じて得た日数に、繰越日数から使用日数を減じて得た日数を加えて得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に定める率を乗じて得た日数(使用日数が繰越日数に満たない場合にあつては、当該勤務形態を始めた日における付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ次の各号に定める率を乗じて得た日数に、繰越日数から使用日数を減じて得た日数を加えて得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「齊一型育児短時間勤務」という。))を始める場合、齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異に

する斉一型育児短時間勤務を始める場合または育児短時間勤務職員等が斉一型短時間勤務([育児休業法第17条](#)の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。[次号](#)についても同じ。))を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。))を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合または育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務もしくは[育児休業法第17条](#)の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(平22規則3・追加、平23規則3・一部改正)

(年次休暇の繰越し)

第11条 [条例第12条第2項](#)の規則で定める日数は、当該年の年次休暇の日数から当該年に使用した日数を差し引いた20日([第10条各号](#)に掲げる職員にあつては、[同条](#)の規定による日数)を超えない範囲内の日数(当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該残日数に[前条各号](#)に掲げる場合に応じ、[当該各号](#)に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数)とする。

(平22規則3・平23規則3・一部改正)

(年次休暇の単位)

第12条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要であると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、[次の各号](#)に掲げる職員の区分に応じ、[当該各号](#)に定める時間数をもって1日とする。

(1) [次号](#)から[第4号](#)までに掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) [育児休業法第10条第1項第1号](#)から[第4号](#)までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に定める時間数

ア [育児休業法第10条第1項第1号](#) 3時間55分

イ [育児休業法第10条第1項第2号](#) 4時間55分

ウ [育児休業法第10条第1項第3号](#)または[第4号](#) 7時間45分

(3) 斉一型短時間勤務職員([前号](#)に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(4) 不斉一型短時間勤務職員([第2号](#)に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 7時間45分

(平22規則3・平23規則3・平28規則10・一部改正)

(年次休暇の請求)

第13条 職員は、年次休暇を受けようとするときは、当該休暇を受けようとする日の前日までに勤怠管理システムにより請求し、その時季につき任命権者の承認を受けなければならない。ただし、勤怠管理システムにより難しいときは、年次休暇願([様式第3号](#))により行うものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、職員は、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して、事後において請求することができる。この場合において、その請求は、当該事由の消滅後速やかに行わなければならない。

(平29規則6・全改)

(病気休暇)

第14条 [条例第13条第2項](#)の規定による病気休暇の期間は、90日以内とする。なお、病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする病気休暇を使用した日は、1日を単位とする病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

2 職員は、病気休暇を受けようとするときは、病気・特別休暇願([様式第4号](#))を任命権者に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。この際、医師の診断書を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ提出できなかつた場合には、その事由を付して、速やかに承認を受けなければならない。

3 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、1時間とすることができる。

(平23規則3・平25規則2・平29規則6・一部改正)

(病気休暇の期間の通算)

第15条 前条第2項の規定により病気休暇の承認を受けた職員が復帰した場合において、復帰した日から起算して1年以内に、再び同一の負傷または疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合には、病気休暇として、当該復帰前後の病気休暇の期間を通算する。ただし、通算することが適当でないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

(平22規則3・追加、平25規則2・一部改正)

(特別休暇)

第16条 条例第14条第1項の規則で定める場合の特別休暇は別表第2の左欄に掲げる場合とし、同条第2項で定める特別休暇の期間は同表の中欄に定めるとおりとする。

- 2 特別休暇の単位は、別表第2で1時間を単位とする場合を除き1日とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、1時間を単位とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて1日とする。
 - (1) 次号および第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
 - (3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分
- 6 条例第16条の規則で定める特別休暇は、別表第2左欄の5および6に掲げられたものとする。この場合において、任命権者は職員から請求があつたときは、当該請求に係る休暇を与えなければならない。
- 7 職員は、特別休暇を受けようとするときは、別表第2の左欄に掲げる場合とし、当該休暇を受けようとする日の前日までに勤怠管理システムにより請求し、任命権者の承認を受けなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる書類を添えて休暇を受けようとするときまたは勤怠管理システムにより難しいときは、病気・特別休暇願により行うものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、職員は、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して、事後において請求することができる。この場合において、その請求は、当該事由の消滅後速やかに行わなければならない。

(平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第15条繰下・一部改正、平23規則3・平29規則6・一部改正)

(介護休暇)

第17条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあっては、職員と同居している者に限る。)とする。

- (1) 祖父母および兄弟姉妹
 - (2) 職員または配偶者(届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者および職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で管理者が定めるもの
- 2 条例第15条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。
 - 3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日および末日を介護休暇承認請求書(様式第5号)に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
 - 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
 - 5 職員は、第3項の申出に基づき前項もしくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定することまたは当該指定期間もしくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項もしくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する場合の期間の末日を介護休暇承認請求書に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
 - 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長または短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項または次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
 - 7 第4項または前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間または第3項の申出に基づき第4項もしくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第13項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間または延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇

を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。
- 9 介護休暇の単位は、1日または1時間とする。
- 10 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。
- 11 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇承認請求書により任命権者に請求しなければならない。
- 12 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)について一括して請求しなければならない。
- 13 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日または時間については、この限りでない。
- 14 任命権者は、介護休暇の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該介護休暇の請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

(平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第16条繰下・一部改正、平28規則10・平29規則6・一部改正)

(介護時間)

第17条の2 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。
- 3 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護時間承認請求書(様式第6号)により任命権者に請求しなければならない。
- 4 任命権者は、介護時間の請求について、条例第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある時間については、この限りでない。
- 5 任命権者は、介護時間の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該介護時間の請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

(平28規則10・追加、令2規則5・一部改正)

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項は、別に定める。

(平17規則3・一部改正、平22規則3・旧第17条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例施行規則(昭和54年鯖江・丹生消防組合規則第5号。以下「旧規則」という。)第3条第2項に規定する管理者の承認を得て定められている1週間の勤務時間は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において第2条の規定により管理者の承認があつたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)附則第2条第2項の適用を受ける職員以外の職員について、旧規則第4条の規定により定められている勤務を要しない日または勤務時間の割り振りのうち、第3条に定める基準に適合しないものについては、施行日の属する1週間の勤務時間については、同条の規定にかかわらず、なお、従前の例によることができる。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則第4条の規定による勤務を要しない日の振替えまたは半日勤務時間の割り振り変更は、第3条の規定による週休日の振替等とみなす。
- 5 この規則の施行の際、旧規則第11条の規定により承認を受け、または承認を申し出ている年次休暇、病気休暇または特別休暇は、それぞれ第13条、第14条または第15条の規定による承認または承認申請とみなす。
- 6 この規則の施行の際、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第11号)第10条の規定により承認を受けた病気休暇の日数は、第14条各号に定める日数の内数とみなす。
(鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部改正について)
- 7 鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成10年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、19の項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に19の項に規定する勤続年数が36年に達している職員については、施行日にその勤続年数が35年に達したものとみなす。この場合において、この規則による改正後の別表第2の19の項期間の欄中「勤続年数が左記の年数に達した日から1年以内の期間内における週休日、休日および代休日を除いて連続する4日以内」とあるのは、「平成10年10月1日から平成11年3月31日までの期間内における週休日、休日および代休日を除いて連続する4日以内」とする。

附 則(平成11年規則第7号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第7号)

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成22年規則第3号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第2の24の項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 施行日の前日現に在職する職員のうち、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に職員となつた者(以下「21年職員」という。)および平成22年4月1日から平成25年4月1日までの間に職員となつた者(以下「22年以降職員」という。)に係る施行日から平成31年3月31日までの間におけるこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則別表第2の24の項の規定の適用については、同項中「勤続年数が10年」とあるのは、21年職員においては「勤続年数が6年」とし、22年以降職員においては、「勤続年数が5年」とする。

附 則(平成28年規則第10号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第10条の2関係)

(平22規則3・一部改正)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日

4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2(第16条関係)

(平10規則2・平17規則3・平19規則1・平20規則7・平22規則3・平23規則3・平24規則5・平27規則5・令2規則5・令3規則4・令6規則5・一部改正)

特別休暇およびその期間

休暇を受ける事由	期間	添付書類
1 選挙権その他公民としての権利の行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間	
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間	出頭通知書の写し
3 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条</u> の規定により交通を制限され、または遮断された場合	その都度必要と認める期間	
4 公務または通勤(<u>地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条に規定する通勤をいう。</u>)により疾病にかかり、または、負傷し、療養を要する場合	療養に必要と認める期間	
5 女子職員が8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に産出する予定の場合	出産の日までの請求した期間(出産予定日を含む。)	医師の診断書または助産師の証明書
6 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務につく期間を除く。)	
7 生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親(当該子について <u>民法第817条の2第1項</u> の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するものまたは <u>児童福祉法第27条第1項第3号</u> の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者もしくは養育里親である者(<u>同条第4項</u> に規定する者の意に反するため、 <u>同項</u> の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、または <u>労働基準法第67条</u> の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認または請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	

8	女子職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間		
9	職員が、親族等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、1親等の親族および2親等の親族(祖父母、兄弟姉妹および孫以外の2親等の親族にあっては職員と同居しているものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)の看護(負傷し、もしくは疾病にかかった親族等の世話、疾病の予防または心身の機能回復もしくは維持を図るために当該親族等の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その看護する親族等が2人以上の場合にあっては、10日)以内(単位は1日または1時間)		
10	要介護者の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内(単位は1日または1時間)		
11	職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間	医師の診断書等	
12	職員が結婚する場合	5日以内		
13	職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次の項において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	病院に入院する日等の日から出産の日以後2週間を経過する日までの間において2日以内(単位は1日または1時間)	医師の診断書または助産師の証明書	
14	職員の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において5日以内(単位は1日または1時間)		
15	職員の親族が死亡した場合	配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	連続する7日以内	
		父母	連続する7日以内	
		子	連続する5日以内	
		祖父母	連続する3日以内(職員が代襲相続する場合にあつては、連続する7日以内)	
		孫	1日以内	
		兄弟姉妹	連続する3日以内	
		おじまたはおば	1日以内(職員が代襲相続する場合にあつては、連続する7日以内)	
		父母の配偶者または配偶者の父母	連続する3日以内(職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する7日以内)	
		子の配偶者または配偶者の子	1日以内(職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する5日以内)	
		祖父母の配偶者または配偶者の祖父母	1日以内(職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する3日以内)	
		兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	1日以内(職員と生計を一にしていた場合にあつては、連続する3日以内)	
		おじもしくはおばの配偶者または配偶者のおじもしくはおば	1日以内	
16	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	父母の死亡後15年以内において年各1日以内		
17	職員が夏季における盆等の行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であ	一の年の6月から10月までの期間内における週休日、 祭		

ると認められる場合	例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する5日以内	
18 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める期間(原則として連続する7日以内)	
19 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等の際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	
20 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	
21 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u> に定める大学の通信教育の面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間	
22 妊娠中または出産後1年以内に女子職員が <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条</u> に規定する保健指導または <u>同法第13条</u> に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示がある場合は、いずれの期間についても指示された回数)とし1回につき必要と認める期間	母子健康手帳 医師の診断書または助産師の証明書
23 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて管理者が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日以内	活動計画書
24 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日以内(単位は1日または1時間)	
25 前各項のほかあらかじめ管理者の承認を得た場合	当該事項につき最小限度必要と認める期間	

備考 職員の親族が死亡した場合の期間は、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた期間とする。

様式第1号

様式第1号

週休日等勤務命令簿兼週休日等振替命令簿

年度				所 属		氏 名		職員コード		
勤務命令 所 属 長	命令月日	勤務を命 ずる月日	命 令 時 間	勤 務 時 間 (A)	従事する業務 内 容	振 替 命 令 所 属 長	(週 休 日) 振 替 指 定 日		振 替 時 間 (B)	振替未消化 時 間 累 計 (A) - (B)
							月 日	区 分		
	月 日	月 日	： ～ ：				月 日	一日		
		曜日	： ～ ：				曜日	半日		
	月 日	月 日	： ～ ：				月 日	一日		
		曜日	： ～ ：				曜日	半日		
	月 日	月 日	： ～ ：				月 日	一日		
		曜日	： ～ ：				曜日	半日		
	月 日	月 日	： ～ ：				月 日	一日		
		曜日	： ～ ：				曜日	半日		
	月 日	月 日	： ～ ：				月 日	一日		
		曜日	： ～ ：				曜日	半日		
	月 日	月 日	： ～ ：				月 日	一日		
		曜日	： ～ ：				曜日	半日		
	月 日	月 日	： ～ ：				月 日	一日		
		曜日	： ～ ：				曜日	半日		

様式第1号の2

(平22規則3・追加、令2規則5・一部改正)

(2) 申出の事由(3)に該当する場合

要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態および 具体的な介護の内容

(3) 申出の事由(4)に該当する場合

変更前後の 通勤経路 および 通勤時間	変更前	
	変更後	

備考

様式第2号

課長	主幹	参事	課長補佐

超過勤務命令票

年度 月分

所 属	
職 員 番 号	
氏 名	

命 令 月 日	勤 務 月 日	命令印	業 務 内 容	勤務の 種 類	勤 務 時 間	125/100 5:00~22:00	150/100 22:00~5:00	135/100 5:00~22:00	160/100 22:00~5:00	本人印
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
月 日()	月 日()			通常	: ~ :	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
				合 計		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	

様式第2号の2
(平22規則3・全改、令2規則5・一部改正)

早出遅出勤務・深夜勤務・超過勤務制限請求書

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿		年 月 日	
次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため		☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 ☐ 超過勤務の制限 (鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例第8条の4 ☐ 第2項 ☐ 第3項)	
		を請求します。	
		所属 _____ 職 _____ 氏名 _____	
1 請求に係る子または要介護者	氏 名	(続柄等: _____)	
	子の生年月日	年 月 日生(□出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無および状況	☐ 有	☐ 深夜において就業している ☐ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により養育が困難である ☐ 産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)または産後8週間以内である	☐ 無
3 要介護者の状態および具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他()
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	
	超過勤務の制限	年 月 日から	☐ 1年 ☐ 1年に満たない期間(月)
5 請求に係る早出遅出勤務の始業および終業の時刻ならびに当該時刻とする理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】	
(注)			
1について ① 「子の生年月日」欄および「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。 ② 子を養育するために申し出る場合、申出に係る子の氏名、申出者との続柄等および生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書または養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書または証明書等)を添付する(写しでも可)。			
2について ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。 ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。			
3について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。			
4について 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務または深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日または深夜勤務制限終了日として請求する。			
5について この欄の始業および終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業および終業の時刻のうち、請求するものを記入する。			

様式第2号の3

		年	月	日			
鯖江・丹生消防組合消防本部							
消防長		殿					
		所 属					
		職・氏名					
育児(介護)状況変更届							
次のとおり <table border="1"><tr><td>☐ 早出遅出勤務</td></tr><tr><td>☐ 深夜勤務の制限</td></tr><tr><td>☐ 超過勤務の制限</td></tr></table> に係る子の養育(要介護者の介護)の状況について変更が生じたので、届け出ます。					☐ 早出遅出勤務	☐ 深夜勤務の制限	☐ 超過勤務の制限
☐ 早出遅出勤務							
☐ 深夜勤務の制限							
☐ 超過勤務の制限							
1 届出の事由							
(1) 養育の状況の変更							
☐ 子が死亡した							
☐ 職員の子でなくなった							
(☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し)							
☐ 子と同居しなくなった							
☐ 職員の配偶者で子の親である者が深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった							
(2) 介護の状況の変更							
☐ 要介護者が死亡した							
☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した							
(消滅の理由：)							
2 届出の事実が発生した日							
年 月 日							

様式第3号

(平22規則3・全改、令2規則5・一部改正)

様式第3号

年 次 休 暇 願

本年請求できる 年次休暇日数	日	内 訳	繰越日数	日	職	
			年次休暇	日	氏 名	

決 裁 欄			願 月 日	休暇の期日	日 数 (時間)	本人ま たは代 理人印	累積 日数	備考
副管理者 消防長	次長・ 課長	主幹・ 参事						
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				
			月 日	月 日から 月 日まで				

様式第4号
(平11規則7・平17規則3・平22規則3・令2規則5・一部改正)

様式第4号

消 防 長	次 長	課 長	主 幹	参 事	課 員
	署 長	副 署 長	課 長	課 員	

病 気 別 休 暇 願

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿	所 属	
	職 名	
	氏 名	
休 暇 の 区 分		
休 暇 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日 間
理 由		

(注意事項)

- 1 「鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」第14条および第16条に定める病気休暇、特別休暇の場合に使用すること。
- 2 理由欄の記載事項および添付書類は次のとおりとする。

区 分		理 由 欄 に 記 載 す る 事 項	添 付 書 類
病 気 休 暇		病 名	医師の診断書
特 別 休 暇	産 前 ・ 産 後	出産予定日(出産日)	医師等の証明書
	忌 引	死亡者の氏名・年齢・続柄・死亡年月日	
	そ の 他	理 由	規則別表第2に掲げるもの

様式第5号
(平28規則10・全改、令2規則5・一部改正)

様式第5号

消防長	次長	課長	主幹	参事	課員
	署長	副署長	課長	課 員	

介護休暇承認請求書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿	所 属			
	職 名			
	氏 名			
次のとおり介護休暇の承認を請求します。				
指 定 期 間 (請 求 期 間)	第1回・第2回・第3回			
	年 月 日()から ()日(時)間 年 月 日()まで			
指 定 期 間 (請 求 期 間) の 延 長 ・ 短 縮	第1回・第2回・第3回			
	変更前	年 月 日()から ()日(時)間 年 月 日()まで		
	変更後	年 月 日()から ()日(時)間 年 月 日()まで		
介護を要する者	氏 名		生 年 月 日	
	続 柄		同居・別居の別	
請 求 の 理 由	(要介護者の状態および具体的な介護の内容)			
添 付 書 類	要介護を要する者の状態を証明する医師の診断書、続柄を証する書類			

様式第6号

(平28規則10・追加、令2規則5・一部改正)

様式第6号

(表)

消防長	次長	課長	主幹	参事	課員
	署長	副署長	課長	課 員	

介 護 時 間 承 認 請 求 書				
鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿			年 月 日	
			所属 職・氏名	
次のとおり介護時間の承認を請求します。				
介護を要する者	氏 名		生 年 月 日	
	続 柄		同居・別居の別	
請 求 の 理 由	(要介護者の状態および具体的な介護の内容)			
請 求 期 間	期 間	時 間		備 考
	年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
	年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
添 付 書 類	要介護を要する者の状態を証明する医師の診断書、続柄を証する書類			

- 注 1 介護時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、当該職員がその旨を裏面に記入すること。
- 2 請求期間は、連続する3年の期間内とする。ただし、同一要介護者に係る指定期間と重複する期間は除く。

(裏)

[illegible]